

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第1回質問及び第1回個別対話(追加)

要求水準書に関する質問への回答及び議題

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	ア	項目等	質問内容／確認したい内容	回答
1	○			6 65 70	第1章 第3章 第3章	第4節 第1節 第3節	3 1 1	(2) — —	h — —		事業の対象範囲(建設業務) 業務の対象範囲 既存施設の撤去業務	第1回質問(要求水準書No.2)及び第1回個別対話(要求水準書No.43,44,49,50)で別途お示しすることとしていた地下埋設物及び既存擁壁状況の想定範囲について	要求水準書添付資料21として、本区が想定する各擁壁の範囲及び構造図を追加します。 擁壁の地下埋設部分について、本資料の構造図と乖離があることにより対応費用の増加や工期の遅延等が発生する場合、募集要項別紙2リスク分担表に基づき本区の負担とします。 なお、本資料で示す擁壁は全て撤去と想定して提案限度額に含めています。 擁壁の整備にあたっては、要求水準書p.59の3.(1)iに記載のとおり法令に基づき安全性を確保してください。	

【参考】

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第1回質問(抜粋)

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	質問内容	回答
2	○			6 64	第1章 第3章	第4節 第1節	3 1	(2) —	h —			事業の対象範囲(建設業務) 業務の対象範囲	「(6頁)その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務」「(64頁)既存施設の撤去業務として事業予定地の既存杭(本施設の整備に伴い必要な箇所)、擁壁及び仮囲い等の解体・撤去、既存樹木の伐採等を必要に応じて行うものとする。」との記載がございます。見積時点において提示された資料及び目視による現地調査からでは通常予見できない事象により影響を受けた場合においては、これらに伴う工事費及び工期の変更対象としていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項別紙2リスク分担表に記載のとおり、本区が提示する条件に誤りがあった場合(No.38)、あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による場合(No.40)、土地の瑕疵(土壤汚染等)に起因する場合(No.42)に伴う費用の増大や工期の遅延等については、変更対象とします。なお、地下埋設物の撤去解体費及び既存擁壁の撤去解体更新費は事業者の負担となります。あらかじめ想定し得ない地下埋設物及び既存擁壁状況の顕在化による対応費用については区の負担とします。想定範囲の取扱いについては検討のうえ、別途お示します。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第1回個別対話(抜粋)

要求水準書に関する議題

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	回答
43	要求水準書	要求水準書	p.64・業務の対象範囲	既存擁壁の健全度の調査について 既存擁壁に関してはどのような工事を想定しているか。	具体的な想定はありませんが、擁壁の安全性、樹木の保全などを踏まえた視点での施設計画をお願いいたします。 なお、既存擁壁の撤去解体更新費は事業者の負担となります。あらかじめ想定し得ない既存擁壁状況の顕在化による対応費用については区の負担とします。想定範囲の取扱いについては検討のうえ、別途お示します。
44	地下埋設物及び既存擁壁の取扱いについて	要求水準書	p.64・業務の対象範囲	敷地内には宿舎の構造物が位置しているが、具体的な状況がわからず解体・撤去のボリュームが予想できない。現状の解体が必要になるであろう地下の構造物の情報を把握できる資料を提供いただけないか。また、耐震安全性の観点から、西用賀通り沿いの擁壁の更新が必要と認識しているが、その対応によって必要となる費用は異なる。	地下埋設物の撤去解体費及び既存擁壁の撤去解体更新費は事業者の負担となります。あらかじめ想定し得ない地下埋設物及び既存擁壁状況の顕在化による対応費用については区の負担とします。想定範囲の取扱いについては検討のうえ、別途お示します。
49	既存外構擁壁等の解体について	要求水準書	p.69・既存施設の撤去業務	解体撤去費の算出について、外構擁壁や舗装面の地中の状況は区ご提示資料からでは判断が出来ません。 参考数量での積算とするなど公正な入札条件にすべきであると考えます。	基本計画において必要と考えられる撤去費用は公園整備工事の中に見込んでいます。 擁壁等については参考として閲覧資料4をご確認ください。 なお、地下埋設物の撤去解体費及び既存擁壁の撤去解体更新費は事業者の負担となります。あらかじめ想定し得ない地下埋設物及び既存擁壁状況の顕在化による対応費用については区の負担とします。想定範囲の取扱いについては検討のうえ、別途お示します。
50	既存外構擁壁などの解体等について	要求水準書	p.69・既存施設の撤去業務	既存外構擁壁の解体について 既存擁壁については資料がなく、事業の円滑な実施に影響があると思われるため、各事業者が同仕様となるよう既存外構擁壁について情報開示をお願いしたい。 また、開示された情報と現況に相違があった場合には、区のリスク負担としていただきたい。	既存擁壁の撤去解体更新費は事業者の負担となります。あらかじめ想定し得ない既存擁壁状況の顕在化による対応費用については区の負担とします。想定範囲の取扱いについては検討のうえ、別途お示します。